

平成 23 年 7 月 1 日

公益社団法人地盤工学会

会長 日下部 治

1) 東日本大震災が提起したこと

- (a) **海溝型地震の怖さ**：阪神淡路大震災のような内陸活断層型地震の震災とは異なり、今回の地震は、希少頻度の大規模かつ長時間震動が継続したことに加えて余震が継続し、広域多所で被害が発生し、復旧・復興の速度を遅らせている。さらに地盤の沈降という地殻変動を伴い通常の工学的対応のレベルを超えている。さらに津波被害との複合災害、地盤汚染、塩害、災害廃棄物の処理等という未経験の規模の対応に迫られている。
- (b) **公共建造物の安全性レベルと私有財産の安全性レベルの落差**：最新の技術基準に準拠して設計された多くの公共建造物の被害は皆無かあっても軽微で、我が国の耐震技術の有効性が確認される一方、液状化、造成宅地被害など戸建て住宅等の私有財産の安全性レベルの低さと社会システムの不備が顕在化した。
- (c) **システムの機能障害と BCP(事業継続計画)の重要性**：鉄道、産業施設等では、主要構造に機能上の被害がない場合でも付帯設備の被害によってシステム全体の機能障害が浮き彫りになり、システム安全性・事業継続性(BCP)の視点の重要性が確認された。
- (d) **統一的・総合的な復旧・復興政策の実行と地方自治体の技術力強化**：震災復興・放射線被害対策等においては国土交通省、農水省、経済産業省、環境省、文部科学省、厚生労働省等多くの省庁が関係しており、また国・県・市町村レベルの違いによる縦割り行政の弊害も多く見られた。そのような困難の中、6 月 20 日、復興基本法が成立し、今後は統一的・総合的な政策の力強い実施が求められる。一方自治体の人材や技術力が不足してきており、技術者不足による復興の遅れがたいへん危惧される。将来に渡って防災・減災・建築指導に適切に対応ができる技術系職員の育成が不可避である。
- (e) **法体系の整備**：過去の災害経験は、迅速なる防災関連法令の整備を促してきた。建築関係法令や土地利用制限法令の整備とともに、持続的に安全な社会環境整備を保証する法的整備が望まれる。
- (f) **産業構造の顕在化と変化の契機**：世界的規模で産業の極度の分業化の進展の現実とサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。今回の被災規模の大きさと復旧の遅さは、製造企業の海外進出機会の促進と産業空洞化の契機ともなる可能性がある。

2) 地盤工学会の対応

- (a) 震災調査と情報公開：初動調査、第一次調査、第二次調査
 - 第一回報告会（4月11日）、HP整備
 - 7月研究発表会特別報告会
 - 地盤工学会誌（6月号から）
 - 地盤工学ジャーナル特集号
 - Soils and Foundations 特集号（2012年）
- ◎ 地盤工学会 HP：『東北地方太平洋沖地震 災害・支援関連情報』
http://www.jiban.or.jp/index.php?option=com_content&view=article&id=1051
- (b) 研究調査：提言を踏まえて研究課題を抽出・実施
- (c) 提言：2009年の提言を検証しつつ、復旧への提言と将来の減災に向けた提言(地震による地盤災害の課題と対策)作成
提言の被災自治体への配布
- ◎ 地震時における地盤災害の課題と対策－2011年東日本大震災の教訓と提言－
http://www.jiban.or.jp/index.php?option=com_content&view=article&id=1131&Itemid=12
(7月4日(月)より公開)
- (d) 復旧支援：技術情報の提供とプロフェッショナルボランティア制度の創設
自治体へ「関東の地盤」寄贈
- (e) 法整備への貢献：関係機関への専門家派遣
関東地方整備局、浦和市からの調査検討依頼対応
- (f) 国際社会への貢献：国際地盤工学会アジア地域会議（5月香港）で報告
二国間会議で議論（日韓7月神戸、日印12月インド）
国際地盤工学会を通じて国連へアピール